



県 章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
3月23日
号外(1)
月 曜 日

毎週火・金曜 2回発行

目 次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例

※滋賀県高等学校等教育改革促進基金条例(高校教育課) 2

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県高等学校等教育改革促進基金条例(条例第1号)

- 1 公立の高等学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程および特別支援学校の高等部をいう。)における教育改革を促進するため、滋賀県高等学校等教育改革促進基金(以下「基金」という。)を設置することとしました。(第1条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とすることとしました。(第2条関係)
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとしました。(第3条関係)
- 4 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとしました。(第4条関係)
- 5 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとしました。(第5条関係)
- 6 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとしました。(第6条関係)
- 7 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとしました。(第7条関係)
- 8 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条

例

滋賀県高等学校等教育改革促進基金条例をここに公布する。

令和8年3月23日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第1号

滋賀県高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第1条 公立の高等学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程および特別支援学校の高等部をいう。)における教育改革を促進するため、滋賀県高等学校等教育改革促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。